

福岡県公報

平成20年7月23日
第2851号

目次

告示(第1221号 - 第1236号)

大規模小売店舗立地法に基づき市町村から聴取した意見等 (中小企業振興課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課)	1
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課)	2
保安林指定施業要件の変更予定森林の所在場所等 (森林保全課)	2
保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	2
保安施設地区予定地に関する農林水産大臣からの通知 (森林保全課)	3
開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	3
貸金業者の所在の不確知 (中小企業経営金融課)	3
生活保護法に基づく指定医療機関の所在地の変更 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の廃止 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく医療機関の指定 (保護・援護課)	4
生活保護法に基づく指定医療機関の休止及び廃止 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定医療機関の名称及び所在地の変更 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく施術者の指定 (保護・援護課)	5
生活保護法に基づく指定を受けた施術者の氏名(名称)及び住所(所在地)の変更 (保護・援護課)	6

公 告

平成20年度危険物の取扱作業の保安に関する講習の実施

落札者等の公示 (消防防災課)	6
都市計画の案に係る公聴会の開催 (漁業管理課)	8
公安委員会 (都市計画課)	9
少年指導委員の委嘱 (警察本部少年課)	10

告 示

福岡県告示第1221号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出について、法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要を、同条第3項の規定により次のとおり公告する。

なお、当該意見は、この公告の日から1月間、福岡県商工部中小企業振興課及び福岡商工事務所において縦覧に供する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - 名 称 ホームプラザナフコ前原西店
 - 所在地 福岡県前原市大字神在77番地1
- 法第8条第1項の規定に基づき市町村から聴取した意見の概要
意見なし

福岡県告示第1222号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年12月17日福岡県告示第2094号

2 変更に係る指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び嘉麻市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1223号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月19日農林水産省告示第2597号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1224号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2第1項の規定に基づき、保安林の指定施業要件の変更をする予定であるので、同法第33条の3において準用する同法第30条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月19日農林水産省告示第2609号
- 2 変更に係る指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法 変更しない。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を農林水産部森林保全課及び前原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1225号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の定により告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

- 1 保安林予定森林の所在場所
田川郡川崎町大字安真木字東野路池4301の2、4301の3、4301の5、4301の6、4301の8、4302の1、4302の2、4302の4から4302の6まで、4302の11、4303の2から4303の7まで、4303の1（次の図に示す部分に限る。）、字野路池4304の1、4304の2
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課及び川崎町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1226号

農林水産大臣から、次のように保安施設地区の指定をしようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第44条において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安施設地区予定地の所在場所

- (1) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

福岡市早良区大字椎原字フクノタケ378の1

- (2) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市大力字柴原669の2、610の1地先

- (3) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱16号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱16号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

嘉麻市桑野字ナカノ2038、2039、2040、2038地先・2039地先・道・2320の2地先・道・2040地先・2041地先、2320の2地先・水路

- (4) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱6号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

飯塚市庄司字山神975、992の2、字大谷974

- (5) 次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱12号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱12号を結んだ線に囲まれた区域(次の図に示すとおりとする。)

築上郡上毛町大字東上194、194地先・199の3地先・200の1地先

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

4 指定の有効期間

3年

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部森林保全課並びに関係市役所及び上毛町役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第1227号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 開発区域に含まれる地域の名称

太宰府市水城3丁目242-5、243-1、244-5、244-11及び1104-6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

太宰府市水城3丁目3番20号

伊藤 晃多

福岡県告示第1228号

貸金業法(昭和58年法律第32号)第3条第1項の規定による登録を受けた次の貸金業者の所在が確知できないので、同法第24条の6の6第1項第1号の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても当該業者から申出がないときは、その登録を取

り消すことがある。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

商号及び代表者の氏名	主たる営業所の所在地	登録番号	登録年月日
(有) サンキクレジット 田尻 景也	春日市上白水970番地1 エバーハイツ谷106号	福岡県知事 (1)第08383号	平成18年3月15日

福岡県告示第1229号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

所在地の変更

指定番号	名 称	旧所在地	新所在地	変更年月日
筑紫生歯 6	荒木歯科医院	筑紫野市針摺西1丁目 5 - 3	筑紫野市石崎2丁目7 - 2	19・9・18

福岡県告示第1230号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定に基づき、施術者の指定をしたので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
直生柔19	二坂則生（二坂整骨院）	直方市大字感田527 - 4	20・2・22

福岡県告示第1231号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定

に基づき、指定を受けた施術者から廃止の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

1 廃止

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	廃止年月日
筑紫生柔36	安部喜啓（永松整骨院）	筑紫野市二日市中央4丁目11 - 1	20・3・31

福岡県告示第1232号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、医療機関の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻 生 渡

指定番号	名 称	所 在 地	指定年月日
粕生329	おがわクリニック消化器 内科・外科・肛門外科	糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29 - 5	20・7・1
筑紫生140	このはなクリニック	筑紫野市二日市中央5丁目12 - 24	20・5・26
糸生132	医療法人菜太会福田眼科 二丈クリニック	糸島郡二丈町大字深江1064 - 1	20・7・1
田生173	佐竹眼科クリニック	田川市大字奈良268 - 1	20・7・1
京生123	井田医院	京都府みやこ町犀川本庄446番 地2	20・6・1
大野生歯75	いしげ歯科医院	大野城市上大利4丁目6 - 1	20・7・1
粕生薬129	ひがし薬局四王寺坂店	糟屋郡宇美町四王寺坂1丁目29 - 3	20・7・1

大野生薬63	中央薬局 つつい店	大野城市筒井1丁目2-1	20・7・1
筑紫生薬64	木原調剤薬局	筑紫野市大字原842番5	20・5・1
八女生薬35	ほたる調剤薬局 本町店	八女市本町2-732	20・6・1
田生薬71	ふるしる薬局	田川市大字奈良268-4	20・7・1

福岡県告示第1233号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から休止及び廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 休止

指定番号	名称	所在地	休止年月日
柳生53	阿部産婦人科医院	柳川市鬼童町49	20・5・22

2 廃止

指定番号	名称	所在地	廃止年月日
筑紫生74	たかた心療クリニック	筑紫野市二日市中央5丁目12-24	20・5・25
う生4	田村外科医院	うきは市吉井町1330	20・5・31
京生12	井田医院	京都郡みやこ町犀川本庄442	20・5・31
柳生14	浅川医院	柳川市西蒲池705	20・5・24

福岡県告示第1234号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促

進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、指定医療機関から名称及び所在地の変更の届出があったので、同法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 名称の変更

指定番号	旧名称	新名称	所在地	変更年月日
嘉麻生27	医療法人三愛三愛病院	健康リハビリテーション内田病院	嘉麻市牛隈2510-4	20・6・1

2 所在地の変更

指定番号	名称	旧所在地	新所在地	変更年月日
北生歯213	えがわ歯科医院	糟屋郡宇美町宇美1丁目8-12	糟屋郡宇美町宇美3丁目7-23	20・6・1
朝倉生訪1	朝倉医師会訪問看護ステーション	朝倉市三奈木2420-15	朝倉市三奈木2466-1	20・5・1

福岡県告示第1235号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「法」という。）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定に基づき、施術者の指定をしたので、生活保護法第55条の2（法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	氏名又は名称	住所又は所在地	指定年月日
春生マ6	後藤幸雄(マッサージひだまり治療院)	春日市大和町4丁目23-103	20・6・1
柳生柔14	荒巻徹志(観音整骨院)	柳川市上宮永町300番地1	20・6・17
筑紫生柔38	安部喜啓(杏整骨院)	筑紫野市二日市中央4丁目11-1	20・4・1
大野生柔18	田口敏章(たぐち整骨院)	大野城市下大利1丁目6番22号	20・6・30
宰生柔15	池上 亮(太宰整骨院)	太宰府市宰府2丁目7-6	20・6・1
宮生柔6	塩川雅也(塩川整骨院本城院)	宮若市本城1349	20・7・1
筑紫地生柔8	鶴園達也(H. B. C. 整骨院 気楽)	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目21番3号	20・6・23
筑紫地生柔9	平木康裕(H. B. C. 整骨院 気楽)	筑紫郡那珂川町片縄東1丁目21番3号	20・6・23
粕生柔40	崎山庫志(かめやま鍼灸整骨院)	糟屋郡志免町大字別府120-11	20・6・5
粕生柔41	大村尚顕(仲原彩整骨院)	糟屋郡粕屋町大字仲原2566-5	20・7・1
田川生柔9	道園昂平(よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	20・5・7
田川生柔10	岡部圭佑(よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	20・5・7
田川生柔11	大森雅志(よねだ鍼灸整骨院)	田川郡添田町大字庄952-2	20・5・7

福岡県告示第1236号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第55条において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号。以下「法」という。))第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定に基づき、指定を受けた施術者から氏名(名称)及び住所(所在地)

の変更の届出があったので、生活保護法第55条の2(法第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により次のように告示する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 氏名(名称)の変更

指定番号	旧氏名又は旧名称	新氏名又は新名称	住所又は所在地	変更年月日
大川生柔6	勢木整骨院	せき整骨院	大川市大字向島1844-3	20・4・1
粕生柔34	山本浩信(のぶ整骨院)	山本浩信(ふれんず整骨院)	糟屋郡志免町大字別府137-4	20・6・6

2 住所(所在地)の変更

指定番号	氏名又は名称	旧住所又は旧所在地	新住所又は新所在地	変更年月日
粕生柔34	山本浩信(ふれんず整骨院)	糟屋郡宇美町とびたけ4丁目1-7	糟屋郡志免町大字別府137-4	20・6・6

公 告

公告

平成20年度危険物の取扱作業の保安に関する講習を次のように実施する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 講習の種類

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業の保安に関する講習(以下「講習」という。)

2 受講対象者

(1) 危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下「危険物施設」という。)において現に危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者(消防法第13条第3項の危険物取扱者をいう。以下同じ。)で、危険物取扱者免状の交付又は講習を受けてから2年以上経過しているもの

(2) 危険物取扱作業から2年以上離れた後、再び当該取扱作業に従事することになった危険物取扱者

3 講習科目

(1) 危険物関係法令に関する事項

ア 主として過去3年間における危険物関係法令の改正事項

イ 危険物関係法令による規制の要点

(2) 危険物の火災予防に関する事項

ア 危険物施設の火災予防並びに危険物の漏えいの事例の動向、その原因及び問題点の概要並びにその発生防止のための保安上の対策等

イ 危険物施設において主として貯蔵し、又は取り扱う危険物の性状等

ウ 危険物施設における安全管理に関する知識

4 講習の種別

講習は、危険物取扱者が危険物の取扱作業に従事する危険物施設の態様に応じ、次のとおり種別を設けて実施するものとする。

(1) 給油取扱所において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「給油」という。）

(2) 石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設（給油取扱所を除く。）において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「石コン」という。）

(3) 前記(1)及び(2)に掲げる危険物施設以外の危険物施設において危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした講習（5において「その他」という。）

5 講習月日、会場、種別及び時間

講習月日	講習会場	区分	講習時間
8月28日(木)	福岡市早良区百道浜1-3-3 福岡市民防災センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月2日(火)	"	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月3日(水)	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30

9月4日(木)	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月5日(金)	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月8日(月)	北九州市小倉北区内1-1 北九州市庁舎3階大集会室	給油	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月9日(火)	"	石コン	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月10日(水)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月11日(木)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月12日(金)	"	石コン	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月16日(火)	"	その他	9:30~12:30
		石コン	13:30~16:30
9月24日(水)	"	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
9月29日(月)	久留米市東合川5-9-10 久留米地域職業訓練センター	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
9月30日(火)	"	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月2日(木)	大牟田市笹林町1-1-1 大牟田市労働福祉会館	その他	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月3日(金)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月16日(木)	飯塚市川津680-41 福岡県立飯塚研究開発センター	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30
10月17日(金)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30
10月30日(木)	豊前市大字吉木955 豊前市総合福祉センター	給油	9:30~12:30
		その他	13:30~16:30

10月31日(金)	"	その他	9:30~12:30
		給油	13:30~16:30

なお、受講希望者が会場の収容人員を超えた場合は、受講場所及び期日を変更することがある。

6 受講手続

(1) 受講申請書の交付

受講申請書は、社団法人福岡県危険物安全協会又は最寄りの消防本部で交付する。

(2) 受講手数料

受講手数料4,700円は、福岡県領収証紙により納付すること。

(3) 受付の期限等

ア 講習開催地への持参による受付

受付日	受付会場	所在地
8月20日(水) 8月21日(木)	ふくおか石油会館 2階会議室	福岡市博多区下呉服町1-15
8月25日(月) 8月26日(火)	北九州市庁舎 3階大集会室	北九州市小倉北区城内1-1
9月18日(木)	久留米市消防本部	久留米市東櫛原町999-1
9月22日(月)	大牟田市消防本部	大牟田市浄真町46
10月7日(火)	飯塚地区消防本部	飯塚市片島3-16-8
10月20日(月)	豊前市総合福祉センター	豊前市大字吉木955

イ 郵送による受付

郵送による受講申込みは、講習会場ごとの申込期限(当日消印有効)に従い社団法人福岡県危険物安全協会において受け付ける。

講習会場	郵送受付開始日	郵送期限(消印有効)	郵送申込先
福岡会場	8月1日(金)から	8月15日(金)まで	〒812-0034 福岡市博多区下呉服町1-15
北九州会場	8月6日(水)から	8月20日(水)まで	
久留米会場	8月29日(金)から	9月12日(金)まで	

大牟田会場	9月3日(水)から	9月17日(水)まで	(ふくおか石油会館3階) 社団法人福岡県危険物安全協会
飯塚会場	9月18日(木)から	10月2日(木)まで	
豊前会場	10月1日(水)から	10月15日(水)まで	

7 受講修了の検印

受講修了者に対しては、講習を修了した証として、危険物取扱者免状に福岡県知事の検印を押印する。

8 その他

(1) 受講者は、受講日に受講票及び危険物取扱者免状を持参すること。

(2) 受講手続きその他の問い合わせは、社団法人福岡県危険物安全協会(電話092-273-1150)に対して行うこと。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 落札に係る物品の名称及び数量

漁業調査取締船「つくし」 1隻

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県水産海洋技術センター

(2) 所在地

福岡市西区今津1141-1

3 落札者を決定した日

平成20年7月1日(火)

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

瀬戸内クラフト株式会社

(2) 住所

広島県尾道市向東9210番地

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

290,220,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成20年5月19日（月）

公告

都市計画の案について公聴会を開催するので、福岡県都市計画公聴会規則（昭和45年福岡県規則第43号）第3条第1項の規定により次のように公告する。

平成20年7月23日

福岡県知事 麻生 渡

1 変更しようとする都市計画の種類及び名称

宇美都市計画道路3・3・2号粕屋宇美線、3・4・6号四王寺坂若草線、3・4・19号若草工業団地有内線及び3・4・20号上戸樋線

2 開催の日時及び場所

(1) 日時

平成20年8月20日 午後7時30分から9時30分まで

(2) 場所

宇美町役場大会議室（左）（宇美町宇美5-1-1）

3 都市計画の案の概要及び閲覧

(1) 都市計画の案の概要

路線名	位置	区域（延長）
3・3・2号粕屋宇美線	起点 宇美町桜原一丁目 終点 宇美町大字宇美字笹草原 主な経過地 宇美町大字宇美字脇ノ田	約3,480メートル

3・4・6号四王寺坂若草線	起点 宇美町四王寺坂一丁目 終点 宇美町ゆりが丘三丁目 主な経過地 宇美町ゆりが丘二丁目	約520メートル
3・4・19号若草工業団地有内線	(廃止する)	
3・4・20号上戸樋線	(廃止する)	

(2) 閲覧

同案については、平成20年7月23日から同年8月6日までの間、福岡県建築都市部都市計画課及び宇美町地域振興課において、公衆の閲覧に供する。

4 意見を述べようとする者の申出の方法及び期限等

(1) 公聴会において意見を述べようとする者は、公述申出書を平成20年8月6日（必着）までに福岡県建築都市部都市計画課に提出すること。

(2) 公述申出書（様式）は、3の閲覧場所において配布する。

5 公述人の選定及び公述方法

公述申出書を提出した者で、公述人に選定されたものは、公聴会に出席して公述申出書に記載した内容により意見を述べることができる。

6 その他

(1) 傍聴

公述人を除き、この公聴会の傍聴を希望する者は、公聴会当日、会場にて開催の30分前から傍聴券を交付するので、受付に申し込むこと。ただし、申込み多数の場合は抽選となることがある。

(2) 開催の中止

公述申出者がいない場合は、この公聴会は中止されるので、傍聴を希望する者は、開催情報について事前に県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）又は直接問い合わせにより確認すること。

(3) 問い合わせ先

この公聴会についての問い合わせは、福岡県建築都市部都市計画課（福岡市博多区東公園7番7号 電話092-643-3711）に対して行うこと。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第238号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第38条第1項の規定に基づき、次の者を平成20年7月14日付けで少年指導委員として委嘱するので、少年指導委員規則（昭和60年国家公安委員会規則第2号）第2条の規定により告示する。

平成20年7月23日

福岡県公安委員会

氏名	連絡先	活動区域
永田 義則	093 - 583 - 0110 小倉北警察署（少年係）	小倉北警察署の管轄区域
坂口 勝海		
多根 功		